

宮崎市スポーツランド推進課所管スポーツ施設ネーミングライツスポンサー募集要項

1 目的

宮崎市では、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行い、民間企業と協働して市民サービスの向上や地域の活性化を図ることを目的として、施設等に愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得する法人またはその他の団体(以下「法人等」という。)を募集します。

2 得られる権利

選定された法人等(以下「ネーミングライツスポンサー」という。)は、対象施設等の愛称に企業名・商品名等を付し命名することができます。なお、この権利を第三者に譲渡することは原則としてできません。

3 対象施設

別紙1に記載のとおり。

ただし、審査中の施設については、一旦募集を停止いたします。

※各施設等の概要は、別添の「ネーミングライツ付与対象施設等個票(以下「個票」という。)」を参照してください。

4 提案内容

(1) 施設の愛称等

- ① 対象施設は、市民が利用する公共施設であるため、市民の理解が得られる愛称を提案してください。
- ② 愛称は、「○○○××体育館」「○○○アリーナ」「○○○フィールド」のように、「○○○」の部分に企業名又は商品名(ブランド名)等を表示することができます。
- ③ ネーミングライツスポンサーが付けることができる愛称は、施設の一般的な呼称であり、市が条例等で定めている施設名称を変更するものではありません。
- ④ 公園等施設全体の愛称のほか、野球場や陸上競技場などの各施設にも愛称を提案することが可能です。ただし、一般公募で決定した名称については、それらを活用した愛称を提案してください。命名の条件は個票に記載しています。
- ⑤ 愛称は、次に掲げるいずれにも該当しないようにしてください。
 - (ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
 - (ウ) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの。
 - (エ) 政治性又は宗教性があるもの。
 - (オ) 社会問題についての主義主張に係るもの。
 - (カ) その他宮崎市広告事業実施要綱第6条各号の規定を準用し名称として表示することが適当でないと市長が認めるもの。

(2) ネーミングライツ料

- ① ネーミングライツスポンサーに選ばれた場合に支払うネーミングライツ料を年額(1万円単位)で提案してください。
- ② 市が希望するネーミングライツ料の基準価格は別紙1に記載のとおりです。
- ③ 契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間に相応する応募金額

を月割計算で算出し、ネーミングライツ料とします。

④支払時期及び支払方法については、協議の上で決定します。

⑤久峰総合公園については、金銭相当の役務提供を提案いただくことも可能です。役務提供の場合は、様式第1号に役務内容に相当する金額を記載し、別途「役務提供の内容とその役務相当額に関する書類」を任意の様式にてご提出ください。

(役務提供の例：清掃、高木の剪定 など)

(3) 契約期間

本市とネーミングライツスポンサーとは、ネーミングライツ事業に関する契約を締結します。契約期間については、次の①から②のとおりとします。

①希望する契約期間をご提示ください。

②原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。

(4) ネーミングライツに付随する特典や条件等

①ネーミングライツに付随して希望する特典や条件等がある場合は提案してください。

②提案していただく特典や条件等は、施設の現状変更を必要としない範囲で、施設の目的に即した内容であり、かつ実行可能と考えられるものとし、協議の上で決定します。

(特典の例：施設の優先使用、施設内での試供品の提供等)

(5) 愛称表示に伴う経費等

①愛称表示に伴う看板の新設及び書換え工事の施工については、協議の上でネーミングライツスポンサーにて行っていただきます(現時点での施設名表示箇所は個票に記載のとおりです)。

②既存の印刷物等への愛称表示については、協議の上で決定します。

③ホームページの表示更新は市又は指定管理者が実施しますが、外部委託が必要な場合など内容によっては費用負担を求める場合があります。

④愛称のデザイン等については、提案者の負担とします(実際に使用希望の愛称のデザイン等が決まっている場合は、具体的に提案してください)。

⑤特典の利用等により必要となる経費については、ネーミングライツスポンサーの負担とします。

⑥契約期間終了後、ネーミングライツスポンサーを継続されない場合、看板等の表示の復元についてはネーミングライツスポンサーにて行っていただきます。

(6) その他

①今回、選定されたネーミングライツスポンサーは、期間終了後、次のネーミングライツスポンサーを募集する場合に優先交渉権を有することとします。ただし、公平性、透明性及び競争性を確保する観点から概ね10年を目処に公募を実施します。

②看板等の書換え工事の施工時期について、他の施設との調整が必要な場合、協議のうえ決定します。

③屋外看板、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行うこととします。また、屋外看板については、宮崎市屋外広告物条例による規制対象となる点にもご留意ください。

5 応募資格

本市のネーミングライツスポンサーとしてふさわしい資力及び信用を備え、次に掲げる条件に該当しない法人が応募できるものとします。なお、個人での応募はできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 書類提出時において、「宮崎市入札参加資格停止要綱(令和7年告示第368号)」に基づく指名停止の措置を受けているもの。
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実があるもの。
- ④ 国税並びに地方税について滞納があるもの。(法人においては法人及び代表者。法人以外の団体においては団体の代表者。)
- ⑤ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に拘禁以上の刑に処せられている者がいるもの。
- ⑥ 法人等の役員等(取締役、執行役、理事、代表者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等の経営を行う役職にある者及び経営に事実上参加している者をいう。)が、次の事項のいずれかに該当するもの。
 - (ア)暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。)であるとき。
 - (イ)暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
 - (ウ)契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。
 - (エ)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、同じ。)又は暴力団員に対して経済上の利益又は便益を供与しているとき。
 - (オ)暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

※宮崎市と宮崎北警察署、宮崎南警察署及び高岡警察署との間で締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿をもとに宮崎県警察本部に照会を行い、該当するか否かを確認します。
- ⑦ その他宮崎市広告事業実施要綱第5条各号の規定を準用し不相当であると市長が認めるもの

6 応募方法

(1) 提出書類及び提出部数

応募にあたっては、以下の書類を提出してください。

提出部数は2部とし、そのうちの1部は複写したもので可とします。

番号	書類名	様式等
1	宮崎市スポーツランド推進課所管スポーツ施設ネーミングライツスポンサーに関する提案書について	様式第1号
2	法人等の概要	様式第2号
3	役員の氏名・住所等一覧表	様式第3号

4	誓約書兼照会承諾書	様式第4号
5	提案書	任意様式

(2) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募書類は対象施設ごとに提出してください。1者で複数の施設等に係る提案をしていただくことができます。
- ② 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- ③ 応募期限後の応募書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- ④ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ⑤ 応募書類その他の提出された書類は、返却しません。
- ⑥ 応募書類その他の提出された書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は非公開とします。
- ⑦ 提出種類に関する留意事項は次のとおりです。
 - (ア)申請に際して使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時に限ります。
 - (イ)用紙はすべてA4判で統一してください。
 - (ウ)申請書等の提出期限は厳守してください。期限を過ぎた提出は一切受け付けません。
 - (エ)申請書類の提出後、審査において必要な場合は、追加書類の提出や書類の補正を求めることがあります。

(3) 募集期間

随時、応募を受け付けます。

ただし、申請書類を受理した場合は、当該月末の時点で、応募のあった施設の募集を締め切り、選定手続きを行います。

なお、初回の締め切りは、令和8年2月末日とします。

(4) 提出先及び問い合わせ先

提出方法は、以下への直接持参または郵送のみとします。

直接持参する場合は、市役所開庁時間内（土日祝日及び12月28日～1月3日を除く午前8時45分～午後4時30分）に提出をお願いします。

郵送の場合で、当該月末日が土日祝日及び12月28日～1月3日の場合は、その直前の市役所開庁日必着とします。

【直接持参による提出先及び問い合わせ先】

宮崎市橘通東一丁目7番4号 第一宮銀ビル8階
 宮崎市観光商工部スポーツランド推進課施設係
 TEL：0985-20-5151
 FAX：0985-20-5171
 E-mail：17kankou@city.miyazaki.miyazaki.jp

【郵送による提出先】

〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号（市本庁舎住所）
宮崎市観光商工部スポーツランド推進課施設係

7 選考方法

ネーミングライツ料、契約期間、名称及び財務諸表等を下記の審査項目に基づき審査し、優先交渉権者を決定した後、契約条件を協議した上でネーミングライツスポンサーとして決定します。

項目	配点	評価基準
1.ネーミングライツ料	40	提案金額（役務提供の場合はその提案内容）に応じて評価します。 ※提案金額（年額）が、市の設定する基準価格の8割未満であった場合は、ネーミングライツスポンサー候補者としません。
2.契約期間	10	期間の長さに応じて評価します。
3.愛称	20	
(1)親しみやすさ	5	左記項目を総合的に勘案し評価します。 ※使用するデザイン（ロゴ）イメージがある場合は、その評価を含みます。 ※募集要項「4 提案内容」の「（1）施設の愛称等」の⑤の（ア）～（カ）に該当する場合は、ネーミングライツスポンサー候補者としません。
(2)呼びやすさ	5	
(3)ふさわしさ	5	
(4)健全性	5	
4.希望する特典や条件等	5	希望する特典や条件等は実現可能なものか評価します。
5.地域貢献等	15	
(1)法人等所在地	5	5点：市内に法人等がある 3点：市内に法人等はないが、県内にはある 0点：県内に法人等がない
(2)地域貢献・地域活性化の提案	10	地域貢献・地域活性化の提案を総合的に勘案し評価します
6.経営基盤	10	経営基盤の安定性、健全性を評価します
合計	100	※得点が満点の6割に満たない場合はネーミングライツスポンサー候補者としません。

8 選定の日程等

ネーミングライツスポンサーの選定にあたっては、必要に応じてヒアリングを行い、提案内容について「スポーツランド推進課所管スポーツ施設ネーミングライツスポンサー候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により総合的に判断し選定した結果に基づき、市が決定します。

(1) ヒアリング日程

必要に応じて、申請受理月の翌月以降に行います。詳細については、別途お知らせします。

(2) ネーミングライツスポンサーの選定期間

申請受理月の翌月以降を予定しています。なお、結果は応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツスポンサーを市ホームページ等で公表します。

(3) 愛称の運用開始の時期

ネーミングライツスポンサーの決定通知日の翌月以降で、協議の上、準備ができ次第運用開始します。

9 契約の締結等

選定委員会により選定されたネーミングライツスポンサーと市との間でネーミングライツ事業に関する契約を締結します。

10 その他留意事項

(1) ネーミングライツスポンサーは、取得した権利について第三者に譲ることはできません。

(2) ネーミングライツスポンサー選定後において、応募資格を欠くこととなった場合、または社会的信用を損なう行為により施設等のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツスポンサーとして適当でないと認められるときは、市はネーミングライツスポンサーの決定の取消しができることとします。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

(3) 関係法令を遵守してください。

(4) 応募を途中で辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(5) 選定されたネーミングライツスポンサーとの間で、本要項及びネーミングライツ事業に関する契約に記載のない疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。

別紙1

ネーミングライツスポンサー募集対象施設一覧

番号	施設名	基準価格 (税別)	所在地
1	宮崎市生目の杜運動公園	500万円/年	宮崎市大字跡江4461-1
2	宮崎市清武総合運動公園		宮崎市清武町今泉甲530
3	宮崎市総合体育館	100万円/年	宮崎市宮崎駅東1丁目2-7
4	宮崎市久峰総合公園 ※	50万円/年	宮崎市佐土原町下那珂13754
5	宮崎市田野運動公園		宮崎市田野町甲2487
6	宮崎市祇園スポーツパーク		宮崎市祇園1丁目78
7	宮崎市北部土地区画整理 事業記念体育館	30万円/年	宮崎市祇園1丁目77
8	宮崎市南部土地区画整理 事業記念体育館		宮崎市恒久南2丁目1-5
9	宮崎市佐土原体育館		宮崎市佐土原町下田島20688-74
10	宮崎市田野体育館		宮崎市田野町乙10905-26
11	宮崎市清武体育館		宮崎市清武町西新町5-1

※ 金銭相当の役務提供でも可